

# 動労総連合(2月20日)

# '95新賃金要求を申し入れ!

## 春闘解体を許すな!!

動労総連合は、組合員の生活維持・向上をはかる立場から、九五年一月全組合員を対象に、「生活実態と賃金引き上げ要求」に関する調査を実施した。そしてこの結果をもとに、二月二〇日、総連合申四号(東日本)、申五号(貨物)を發出した。

### 苦しくなる一途の生活実態!

調査結果をみると組合員の生活実態は、昨年同時期に比較して、「非常に苦しくなっている」(二〇・四%)、「やや苦しくなっている」(三三・九%)、「同じだと思う」(三九・八%)の合計が九九・一%と、大多数の組合員が強く賃金の改善を訴えている。

また、一カ月の賃金では家計は、八二・八%の組合員が不足したと答え、「期末手当」、「妻の収入」、「貯金をおろす」だけでなく、「借金」等をする事によって生活をやり繰りしている。

そして特に、「食生活」、「貯金」、「本人・家族の小遣い」、「ローンや借金の返済」等の改善と、諸手当の改善をはじめとする制度改訂を強く求めている。

### 会社間格差を断じて許すな!

これは、とりわけ会社間格差

を続ける貨物において顕著であり、九四年度の賃金引き上げが定期昇給を含め二・九八%(九三二八円)、期末手当の支払い月数五・一カ月という、JR各社最低の内容が調査結果に表れていると言える。

### 春闘解体を策す日経連!

九五春闘は、「二〇〇万人大失業時代」を公言し、「日本の賃金は世界のトップレベル。春闘では賃下げもありうる」と春闘そのものの解体を日経連は策している。

さらに、一月一七日に起きた「阪神大震災」によって、私鉄においては阪神、阪急電鉄が「民鉄協」の集団交渉から離脱し、「ストを構えない」ことを私鉄総連だけでなく、全電通までもが表明するに至っている。

### 春闘四〇年目―その再構築を!

われわれは、大幅賃上げ獲得とりわけ「不況」「震災」を理由とした会社間格差の拡大を許さない立場から九五春闘を闘わなければならない。

春闘四〇年目の九五春闘を、闘う側から再構築しようではないか!

## 8511オ波スト公判(高裁)の証人調べとして竹條塚君出廷!!

二月一六日、十一時から、東京高裁八一七号出廷において、八五年十一月に動労千葉が実施した国鉄分割民営化に伴う「一〇万人首切合理化反対」の第一波ストを理由とした二〇名の公労法解雇の無効を訴えた裁判の控訴審において、高裁で三人目の証人として津田沼支部の篠塚康則君が出廷し、解雇の不当性や近況などについて証言した。

まず、組合側からの主尋問が行なわれ、解雇理由とされた本部「特別執行委員」という肩書きに「特別」な権利の拡大につながる権限は与えられていないこと、第一〇回定期大会での記録係としての役割、動労千葉における日常業務

二月一六日、十一時から、東京高裁八一七号出廷において、八五年十一月に動労千葉が実施した国鉄分割民営化に伴う「一〇万人首切合理化反対」の第一波ストを理由とした二〇名の公労法解雇の無効を訴えた裁判の控訴審において、高裁で三人目の証人として津田沼支部の篠塚康則君が出廷し、解雇の不当性や近況などについて証言した。

まず、組合側からの主尋問が行なわれ、解雇理由とされた本部「特別執行委員」という肩書きに「特別」な権利の拡大につながる権限は与えられていないこと、第一〇回定期大会での記録係としての役割、動労千葉における日常業務

務等を明らかにし、公労法解雇がいかに不当であるかを訴えた。これに対し、清算事業団側は何ひとつまともな反対尋問をすることもできず、「あなた自身は、ストライキに賛成だったのか、反対だったのか、それだけを言え」と、思想心情の自由まで侵そうとする尋問に終始した。結局、解雇の具体的な証拠を挙げるどころか、逆に、公労法解雇の不当性がますます明らかになるばかりであった。

本件も、いよいよ最終局面を迎え、次回期日では田中書記長による主・反対尋問によりこの解雇の不当性を明らかにしていくとともに、全ての裁判闘争に勝利しよう。

<p><b>中江事務所</b> 所開設</p>	<p>二月二五日(土) 船橋市前原東四二〇・一〇 武内ビル一階</p>
<p><b>第一行</b> 統一行動</p>	<p>二月二六日(日) ◆ 中江事務所集合 ◆ 十時または十三時</p>